⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出の日において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　設計及び建設工事共同企業体により調査等業務を実施する場合は、調査等業務完了後に業務実績として認めるものとし、また、調査等業務に関する業務成績評定を調査等成績評定要領（平成18年要領第99号）に準じて、建設コンサルタント会社を評価する。

⒁　西日本高速道路株式会社が発注する他の調査等に受注者が参加する場合、手持ち業務量における契約期間及び履行期間には、本設計業務に関する部分のみを対象とし、建設工事に関する部分は含まないものとする。

⒂　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : Design and Construction work of the Shinmeishin Expresswey Shigaraki bridge and other three bridges (superstructure of steel bridge)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 14 January 2022

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 7 March 2022

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Kiyoko Nakagawa Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871, Japan. TEL. 06―6344―9242 FAX. 06―6344―9913

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり優先交渉権者の選定手続きを開始します。

令和３年12月８日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　永田　順宏

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第53号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　新名神高速道路　高野高架橋（下り線）（ＰＣ上部工）設計・工事

⑶　工事場所　自）滋賀県甲賀市甲賀町高野

至）滋賀県甲賀市甲賀町高野

⑷　工事内容

①　実施設計（以下「設計業務」という。）

イ）設計延長　Ｌ＝269.5m

ロ）本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

②　施工（以下「建設工事」という。）

工事延長　Ｌ＝269.5m

拡幅数量　約1,350㎡

⑸　協定期間　基本協定締結日の翌日から令和８年３月31日

設計業務及び建設工事の実施期間については、優先交渉権者の技術提案に基づき定めるものとする。

設計業務及び建設工事の契約は複数に分割することができる。

⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が発注する工事の目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

⑺　本工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結すると同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額は説明書による。

⑼　本工事は、本工事に関する調査・設計業務（以下「調査等業務」という。）を自ら行う予定の工事競争参加者による競争参加申請だけでなく、調査等競争参加者との共同（以下「設計及び建設工事共同企業体」という。）による競争参加申請を認める工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　技術提案書の提出の日に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1250点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1250点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　設計及び建設工事共同企業体を構成する場合は、以下の条件を満たす者で構成された共同企業体であること。

工事の有資格者は、上記⑵の条件を満たす者であること。また、建設コンサルタント会社は、西日本高速道路株式会社における令和３・４年度調査等競争参加資格「橋梁設計」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事㋐の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が同種工事㋐の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、同種工事㋑の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）。

同種工事㋐　最大支間長45m以上を有するＰＣ連続箱桁橋（道路橋）の架設を含む工事

同種工事㋑　ＰＣ連続箱桁橋（道路橋）の架設を含む工事